

No.	契約に係る役務の名称	数量	発注予定時期	契約の内容	契約の相手方の選定基準	申請方法	発注予定課		根拠法令	備考
							所管課	連絡先(直通)		
1	堺市北部地域整備事務所 清掃業務	一式	R8. 4. 1	北部地域整備事務所清掃 業務 1階部 2h×102日 共用部 1h×102日	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。		北部地域整備事務所	258-6782	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
2	西部地域整備事務所清掃 業務(単価契約)	実施回数 (1人1回3時間あたり)	R8. 4. 1	西部地域整備事務所1Fの 清掃業務	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるもの。		西部地域整備事務所	223-1600	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	
3	内川ほか河川敷除草及び 清掃業務	一式	R8. 4. 1	内川・土居川河川敷の除草及び清掃 一式・土居川住吉橋(竜神橋町1丁)～戎島橋(戎島町1丁)間 植栽帯内除草・ゴミ清掃 年3回・内川・土居川河川敷全域(せせらぎ水路を含む)遊歩道敷ゴミ清掃週1回	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けており、その所在地が堺市内にあるもの。		河川水路課	228-7418	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	